# 冠大会実施基準

冠大会は、本連盟が主催する競技会として下記に定める手続を経たものに限り開催することができる。

#### 1 冠大会の定義

- (1) 本連盟の理事会の議を経て決定され、競技会名の頭に何らかの形でスポンサー名を冠した大会をいう。
- (2) 冠スポンサーとは競技会の主旨に賛同し、当該競技会の運営及び経費に多大の協力をする団体をいう。

#### 2 予算及び決算

- (1) 冠大会の予算は大会実行委員会で立案し本連盟理事会の承認を必要とする。
- (2) 冠大会終了後2ヵ月以内に、大会実行委員会は決算を本連盟の理事会に報告し承認を受けることを必要とする。

# 3 剰 余 金

冠大会から剰余金が生じた場合は、全額本連盟に繰入れられる。

以 上

# (付 則)

加盟団体が統轄する地域で主催する大会(定款細則第22条)でスポンサー名を使用する場合はサブタイトルに限り認めるものとする。(例:○○杯争奪) 但し下記に定める手続きを必要とする。

## 1 事前届け出

スポンサー名をサブタイトルに使用することを希望する加盟団体は事前に本連盟に届け出、 その承認を得ることを必要とする。

### 2 加盟団体内手続

- (1) 加盟団体内に設けられた同大会実行委員会で予算案を作成し、同加盟団体理事会の承認を必要とする。
- (2) 大会終了後2カ月以内に、実行委員会は決算を同加盟団体理事会に報告し承認を受けることを必要とする。

## 3 事後報告

前第2項(2)決算については本連盟定款細則第20条第1項に基づく提出書類の中で本連盟に報告するものとする。